

【注意】 R5. 12. 1 公布、R6. 2. 1 施行「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正に伴う実績報告書の提出時期について

## 1. 報告書に関する改正の概要

### ○特別返品等包括（輸出・役務取引）許可

- ・実績報告の回数を、許可が有効となった日から起算して3か月ごとに、翌月末日までに報告することを求めていたが、1月～6月分、7月～12月分をそれぞれ翌月末日までに報告を求めることとした（年間4回から2回に減少）。
- ・実績報告書の様式（様式第20）の改正。

### ○特別一般包括役務取引許可

- ・実績報告書の提出時期を、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下、CL）」と併せて毎年7月中としていたが、年間（暦年）の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに報告することを求めることにした（特別一般包括輸出許可等と平仄を統一）。
- ・実績報告書の様式（様式第15）の改正。

## 2. 報告書提出時の注意

### ○特別返品等包括（輸出・役務取引）許可

- ・3か月ごとの期間が令和6年2月1日の施行日をまたぐ場合は、その期間の実績に令和6年6月末までの実績を加えて、7月末までに実績報告を行ってください。

### ○特別一般包括役務取引許可

- ・令和6年2月1日より施行となりますが、令和5年度分の実績報告書につきましては、従前とおり、令和6年7月中に報告を行うこととする。なお、CLとの同時提出の必要性については問いませんが、提出は安全保障貿易審査課に提出してください。

## 3. 報告書フォーマット

### ○特別返品等包括（輸出・役務取引）許可：（様式第20）

【Word版】

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei\\_document/hokatu/kaisei24fy/sinyoshikidai20.docx](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei_document/hokatu/kaisei24fy/sinyoshikidai20.docx)

【PDF版】

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei\\_document/hokatu/kaisei24fy/sinyoshikidai20.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei_document/hokatu/kaisei24fy/sinyoshikidai20.pdf)

### ○特別一般包括役務取引許可：（様式第15）

【Word版】

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei\\_document/hokatu/kaisei24fy/sinyoshikidai15.docx](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei_document/hokatu/kaisei24fy/sinyoshikidai15.docx)

【PDF版】

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei\\_document/hokatu/kaisei24fy/sinyoshikidai15.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/shinsei_document/hokatu/kaisei24fy/sinyoshikidai15.pdf)

## 4. ご参考

### ○関連法令等の改正内容

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09-2.html#231201>